

## 全国がん登録届出対象診療所指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）及びがん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号。以下「省令」という。）に基づくがん登録の届出を行う診療所（以下「届出対象診療所」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 届出対象診療所として指定を受けようとする三重県内の診療所の開設者は、省令第14条の規定に基づく申請として、「全国がん登録における指定申請書」（様式1）を指定を受けようとする年の前年の11月末日までに知事に提出するものとする。

(指定の通知等)

第3条 知事は、前条による指定の申請があった場合は、届出対象診療所としての指定の適否を審査し、指定するときは前条の申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、「指定通知書」（様式2）により通知を行うものとする。

なお、指定は、原則、各年1月1日付けで行うものとする。

2 知事は、前項の指定をしないときは申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(指定の変更)

第4条 指定された診療所の内容に変更が生じたときは、「変更届」（様式3）を知事に提出するものとする。

(指定の辞退)

第5条 第3条第1項の規定により指定を受けた診療所の開設者は、指定を辞退する場合は、「指定辞退申出書」（様式4）を知事に提出するものとする。

2 知事は、当該申出書を受理した日をもって届出対象診療所としての指定を解除するものとする。

(指定の取消し)

第6条 知事は、法第6条第5項の規定に基づいて第3条第1項の規定による指定を受けた届出対象診療所の指定を取り消すときは、当該届出対象診療所の開設者に対し、その旨を通知するものとする。

附則

この要領は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 8 日から施行する。